

厚生労働省静岡労働局発表 平成 29 年 12 月 12 日(火)

厚生労働省静岡労働局職業安定部 担|職業対策課長 中根 辰也 課長補佐 佐野 当 障害者雇用担当官 小谷野 守弘 雷 話 054-271-9973

民間企業の実雇用率1.97%、達成企業割合52.9% 5年連続で雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新

雇用障害者数が3年連続で1万人を超える。

~平成29年6月1日現在、静岡県内の障害者雇用状況の集計結果~

静岡労働局では、障害者雇用促進法に基づいて、常時雇用する従業員の一定割合(法定 雇用率、民間企業の場合は 2.0%) 以上の障害者を雇うことを義務付けている事業主など から、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について、 報告を求めています。

このほど、平成29年6月1日現在における同報告を集計しましたので、その結果を公表 します。

【集計結果の主なポイント】

- 1 〈民間企業〉【法定雇用率2.0%】

 - ・雇用障害者数 **10.962.0**人 (対前年比 5.5%、567.0 人増)
 - 実雇用率

- 1.97%(対前年比 0.07 ポイント増)《全国 1.97%》
- 2 〈公的機関〉

- *()は前年の値
- 【法定雇用率2.3%】
 - ·雇用障害者数 **191.5**人(190.5人)、実雇用率 **2.55**%(2.54%)
- 市町等 【法定雇用率 2.3%】
 - ・雇用障害者数 **718.0**人(723.0人)、実雇用率 **2.37**%(2.40%)
- ○教育委員会【法定雇用率2.2%】
 - ·雇用障害者数 **464.0**人 (454.0人)、実雇用率 **2.25**% (2.18%)
- **3 <独立行政法人等>**【法定雇用率 2.3%】 * () は前年の値

 - ・雇用障害者数 **117.5**人(111.5人)、実雇用率 **2.20**%(2.11%)

障害者雇用状況報告の集計結果(概要)

1 民間企業における雇用状況

(1) 雇用されている障害者の数、実雇用率【第1表、第3表、第8表、第9表】

- ①民間企業(50人以上規模の企業:法定雇用率2.0%)に雇用されている障害者の数は 10,962.0人で、前年より5.5%(567.0人)増加し、過去最高を更新した。
- ②雇用者のうち、身体障害者は 6,933.5人(対前年比3.8%増)、知的障害者は3,080.5人(対前年比5.1%増)、精神障害者は948.0人(対前年比20.5%増)と、いずれも前年度より増加しており、特に精神障害者の増加幅が大きくなっている。
- ③実雇用率は、1.97%(前年は1.90%)と過去最高を記録し、法定雇用率達成企業の割合は、52.9%(前年は51.4%)と上昇した。

【参考】

- →実雇用率は全国平均1.97%と同じであったが、法定雇用率達成企業の割合は全国 平均50.0%を上回った。
- →実雇用率の全国順位は32位、法定雇用率達成企業の割合は39位であった。

(2) 産業別の状況【第2表、第4表】

- ①産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「建設業」が206.5人(1.9%)、「製造業」が4,630.0人(42.2%)、「情報通信業」が130.5人(1.2%)、「運輸業」が594.5人(5.4%)、「卸売業・小売業」が1,338.5人(12.2%)、「金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業」が539.5人(4.9%)、「宿泊業、飲食サービス業」が249.0人(2.3%)、「生活関連サービス業、娯楽業」が351.5人(3.2%)、「教育、学習支援業」が92.0人(0.8%)、「医療、福祉」が1,895.0人(17.3%)、「複合サービス事業」が144.0人(1.3%)、「サービス業」が659.0人(6.0%)であった。
 - ※()内は構成比
- ②産業別の実雇用率では、「生活関連サービス業、娯楽業」(2.91%)、「医療、福祉」(2.69%)は、法定雇用率を上回っている。
- ③加えて、「製造業」(1.98%)は、民間企業全体の実雇用率 1.97%を上回っている。

(3) 企業規模別の状況【第5表、第6表】

①企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、50人以上100人未満規模企業で 1,614.5人、100人以上300人未満で2,892.0人、300人以上500人未満で1,199.0

人、500人以上1,000人未満で1,667.5人、1,000人以上で3,589.0人であった。

- ②実雇用率は、民間企業全体の実雇用率 1.97%と比較すると、
 - →1,000人以上規模企業(2.16%)、500人以上1,000人未満(2.11%)については上回っている。
 - →300人以上500人未満規模企業(1.77%)、100人以上300人未満(1.90%)、50人以上100人未満(1.76%)については下回っている。
- ③法定雇用率達成企業の割合は、50人以上100人未満が50.5%、100人以上300人未満が57.1%、300人以上500人未満が43.7%、500人以上1,000人未満が56.7%、1,000人以上が60.7%であった。

(4) 法定雇用率未達成企業の状況 【第7表】

- ①平成29年の法定雇用率未達成企業は1,251社。 そのうち、不足数が0.5人または 1人である企業(1人不足企業)が、71.1%(890社)と約7割を占めている。
- ②また、障害者を1人も雇用していない企業(障害者雇用ゼロ企業)が、未達成企業に占める割合は、60.7%(759社)となっている。

2 公的機関における在職状況

- (1) **県の機関**(法定雇用率2.3%) **【第10表、第11表、第18表】** 県の機関に在職している障害者の数は191.5人、実雇用率は2.55%であった。 全3機関全てが達成。
- (2) 市町等の機関(法定雇用率2.3%) 【第12表、第13表、第19表】 市町等の機関に在職している障害者の数は718.0人、実雇用率は2.37%であった。 43機関中、39機関が達成。

【未達成の市町等の機関】 (※の機関は平成29年6月2日以降に達成。) 御前崎市、東伊豆町、吉田町(※)、磐田市立総合病院(※)

(3) 県等の教育委員会(法定雇用率2.2%)【第14表、第15表、第20表】 県等の教育委員会に在職している障害者の数は464.0人、実雇用率は2.25%であった。

4機関中、2機関が達成。

【未達成の教育委員会】

静岡市教育委員会、浜松市教育委員会

3 独立行政法人等における雇用状況

【第16表、第17表、第21表】

独立行政法人等(法定雇用率2.3%)に雇用されている障害者の数は117.5人、実雇 用率は2.20%であった

6機関中5機関が達成。

【未達成の独立行政法人等】

地方独立行政法人静岡市立静岡病院

4 今後の取り組み

静岡労働局、ハローワークでは、「障害者雇用促進法」に基づき、未達成企業に対し、雇入れ計画作成命令、雇入れ計画の適正実施勧告等により厳正な指導を実施する。その際、個々の未達成企業の状況に応じ、以下の支援措置を活用した指導を行う。

特に、民間企業に率先垂範すべき立場にある公的機関については、早期の達成に向けた 指導を実施する。

- (1) 職域開発に向けた支援、雇入れに係る助成制度や作業施設改善等の助成金を活用した雇用の促進を図る。
- (2) 雇用実績のない企業、特に1人不足企業に対しては、「特定求職者雇用開発助成金 (障害者初回雇用コース)」を周知し、同助成金を活用した雇用の促進を図る。
- (3) ハローワークが中心となって地域の福祉施設、特別支援学校や障害者就業・生活支援センターなどと連携した「チーム支援」により、就職の準備段階から就職後の職場定着までの一貫した支援を行うことにより雇用の促進を図る。
- (4) 雇用実績のない企業に対しては、障害者雇用企業の見学を促し、障害者雇用についての不安を払拭し、雇用の促進を図る。
- (5) 福祉・教育・医療から雇用への移行をより進めるため、職場実習を推進し体験する ことを通じて障害者、関係者、企業との相互理解を深める。

平成 29 年 6 月 1 日現在における障害者の雇用状況(詳細表)

<目次>

Ι	民間企業	におけ	ける層	星用岩	犬況																				
	第1表	障害者	雇 用	月の机	既況			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	第2表	障害者	「雇用	月の机	既況	(<u>ī</u>	産業])		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	第3表	障害種	1111月	配用の	り状	況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	第4表	障害種	愈別層	雇用の	り状	況	(궑	E 業	纟另	[])		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	第5表	障害者	首雇 用	月の相	既況	(‡	見棹	莫別])		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	第6表	障害種	愈別層	配用の	り状	況	(規	見模	铝	IJ)		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	第7表	障害者	不足	是数队	皆級	別(の治	去定	三 尾	1]率	林	彭	動	む	業	450	•	•	•	•	•	•	•	5
	第8表	民間企	主業に	こおり	ナる	障	害者	有	酮	月出	さ汚] O)推	飽	5	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
	第9表	都道府	于県另	川の急	其雇	用型	率 等	争 <i>の</i>) #	尺沙	7	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
П	地方公共	団体に	こおけ	ナる『	章害	者)	雇月	月七	长沙	兄															
(]	〕県の機	関(法:	定雇	用率	2.3	3%)																		
	第 10 表	概況	•						•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	8
	第 11 表	障害	種別	在職	状沙	己			•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	8
(2	② 市町等(の機関	(法)	定雇	用導	区 2	. 39	%)																	
	第 12 表	概況						•	•	•				•	•	•	•	•					•		8
	第 13 表	障害	種別	在職	状沙	己	•	•	•	•					•		•	•			•		•		8
(別県等の	教育委	員会	(法	定尾	霍用.	率	2.	29	%)															
	第 14 表	概況						•	•	•				•	•	•	•	•					•		9
	第 15 表	障害	種別	在職	状沙	己		•	•	•				•	•	•	•	•					•		9
4) 独立行i	攻法人:	等 (:	法定	雇月	月率	ž 2.	3%	%)																
	第 16 表	概況	•			•	•	•	•	•					•		•	•			•		•		9
	第 17 表	障害	種別	在職	状沙	己		•	•	•				•	•	•	•	•					•		9
Œ	各機関	の状況																							
	第 18 表	県機	関の	状況	. (治	长定	雇	用:	率	2.	3%	%)													10
	第 19 表	市町	等機	関の	状沙	己 (法	定	雇	用:	率	2.	3%	₆)								• •			10
	第 20 表	県等	の教	育委	員会	₹ Ø	米	況	(:	法	定	雇	用	率	2.	2%	₆)					•			11
	第 21 表	独立																			•	•			11
					•	•					/	-			,	,									
<u> </u>	法定雇用				• •	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	12
\bigcirc	障害者雇	用率请	三成指	計算 (り流	れ		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	13

静岡労働局職業安定部職業対策課 (平成29年6月1日現在)

Ⅰ 民間企業における障害者雇用状況

第1表 障害者雇用の概況

		1	2	3		障害者	の数(人)			4	5	6
Σ	区分		法定雇用障害者数 の算定の基礎となる 労働者数(人)	害者及び重度 知的障害者	知的障害者で	の身体障害 者、知的障害 者及び精神障	的障害者並びに 精神障害者である	A×2+B+C +D×05	F. うち新規雇 用分	実雇用率 [③E÷② ×100]		法定雇用率達 成企業割合
		(社)			働者	害者	短時間労働者			(%)	(社)	(%)
	平成 29年	2,658	557,659.0	2,518	373	4,959	1,188	10,962.0	1,087.0	1.97	1,407	52.9
静岡県	対前年増減数	23	11,006.5	86	13	294	176	567.0	101.0	0.07	52	1.5
	平成 28 年	2,635	546,652.5	2,432	360	4,665	1,012	10,395.0	986.0	1.90	1,355	51.4
全 国	平成 29年	91,024	25,204,720.0	112,860	14,842	231,187	48,092	495,795.0	50,940.0	1.97	45,553	50.0
土国	平成 28 年	89,359	24,650,200.5	109,765	14,283	218,564	43,994	474,374.0	49,330.5	1.92	43,569	48.8

第2表 障害者雇用の概況(産業別)

↓ •B•C	区分	① 企業数	② 注字原用陪宝老粉	3		障害者	香の数(人)			4	⑤	<u>(6)</u>
√ •B•C	区 分	企 耒 剱		1 金田白.	D. 重度自从院	へ 手供いる		- ⊥				⑥ 注中原用变法
√ -B-C	区分		法定雇用障害者数 の算定の基礎となる	A.重度身体障 害者及び重度		C. 重度以外 の身体障害	D、重度以外の身 体障害者及び知	E. 計 A×2+B+C	F. うち新規雇	実雇用率 「③E÷② →	法定雇用率 達成企業数	法定雇用率達 成企業割合
A∙B∙ C			労働者数(人)	知的障害者	知的障害者で	者、知的障害	的障害者並びに	$+D\times0.5$	用分	× 100	连队正未致	ЖЕЖ ОТ
A-B-C		(社)			ある短時間労 働者	者及び精神障 害者	精神障害者である 短時間労働者			(%)	(社)	(%)
4-B-C		4	651.0	3	0	百 13	0	10.0	0.0	1.54	2	50.0
	農・林・漁・鉱業	(5)	(743.5)	(4)		(4)				(1.61)	(3)	
		81	11,758.5	56	3	88	7	206.5	31.5	1.76	44	54.3
)	建設業	(82)	· ·	(53)		(85)	(4)			(1.71)	(49)	
	ded at all	960	234,063.0	1,200	55	2,122	106	4,630.0	298.5	1.98	541	56.4
=	製造業	(959)	(230,272.0)	(1,166)		(2,028)		·		(1.94)	(524)	
	A .II. =	124	22,019.5	96	12	218	32	438.0	31.5	1.99	77	62.1
9.10	食料品・タバコ	(125)	•	(92)						(1.96)	(74)	
	645 614 — Alle	13	1,209.5	6	0	15	1	27.5	2.5	2.27	6	46.2
11	繊維工業	(10)	(1,006.0)	(6)	(0)	(9)	(1)			(2.14)	(5)	
		17	1,680.5	4	0	14	0	22.0	2.0	1.31	8	47.1
12.1	3 木材・家具	(20)	(1,813.5)	(3)	(0)	(15)	(0)		(0.0)	(1.16)	(8)	(40.0)
444	°°	103	13,870.0	46	1	137	6	233.0	24.5	1.68	55	53.4
14.1	5 パルプ・紙・印刷	(99)	(13,733.5)	(50)	(1)	(120)	(5)	(223.5)	(12.0)	(1.63)	(47)	(47.5)
10	.10 ルヴェ **	91	13,355.0	44	3	117	13	214.5	17.5	1.61	43	47.3
10~	√18 化学工業	(89)	(12,583.0)	(44)	(3)	(105)	(14)	(203.0)	(17.5)	(1.61)	(43)	(48.3)
21	 窯業∙土石	10	2,086.0	8	0	21	0	37.0	1.0	1.77	5	50.0
21		(11)	(3,183.0)	(13)	(0)	(29)	(0)	(55.0)	(0.0)	(1.73)	(3)	(27.3)
22	鉄鋼	6	1,396.0	4	1	12	0	21.0	0.0	1.50	4	66.7
22	亚大	(7)	(1,422.5)	(4)	(0)	(12)	(1)	(20.5)	(3.0)	(1.44)	(3)	(42.9)
23	非鉄金属	20	5,124.5	27	0	47	0	101.0	3.0	1.97	10	50.0
23	が必立局	(17)	(4,873.0)	(22)	(0)	(43)	(0)	(87.0)	(4.0)	(1.79)	(8)	(47.1)
24	金属製品	65	6,915.0	50	3	91	3	195.5	11.0	2.83	41	63.1
	亚周及吅	(68)	(7,133.5)	(54)		(98)	<u> </u>	(211.5)	(11.0)	(2.96)	(42)	
29	電気機械	89	35,144.0	223	12	308	12	772.0	58.5	2.20	63	70.8
	电水板板	(88)	(34,765.0)	(212)		(274)				(2.05)	(58)	
25 ~ 27.	その他機械	345	113,001.0	600	20	978	37	2,216.5	130.5	1.96	193	55.9
30.3		(351)	(110,235.0)	(575)		(934)	+	-		(1.92)	(193)	
19.2		77	18,262.0	92	3	164	2	352.0	16.5	1.93	36	46.8
28.3	2	(74)	·	(91)		(174)		+ -		(1.99)	(40)	
=	電気・ガス・水道業	7	3,233.0	16	2	25	3	60.5	4.0	1.87	5	71.4
		(7)	(3,223.0)	(16)	(1)	(23)	(3)	+		(1.78)	(3)	(42.9)
G .	情報通信業	56	9,702.5	39	1	51	1	130.5	18.0	1.35	21	37.5
		(58)	(9,689.5)	(36)		(44)	-			(1.23)	(19)	
4	運輸業	214	33,041.0	101	22	329	83	594.5	79.0	1.80	108	50.5
		(217)		(97)	(32) 56	(299)					(106)	
	卸売業・小売業	358 (360)	78,583.5	274 (264)		628 (590)	213 (200)	1,338.5 (1,280.0)	158.5	1.70 (1.63)	149 (147)	41.6 (40.8)
		64	(78,478.5) 28,001.0	140	9	242	17	539.5	(151.5) 60.5	1.93	32	50.0
J•K	金融·保険·不動 産·物品賃貸業	(62)	(28,536.5)	(141)		(229)				(1.84)	(23)	
		39	5,103.0	15	2	229)	1 1	61.5	5.0	1.21	12	30.8
-	学術研究、 専門・技術サービス	(38)	(5,063.5)	(17)		(22)	(1)			(1.14)	(13)	
		86	13,910.5	49	21	102	56	249.0	28.5	1.79	50	58.1
M	宿泊、飲食サービス	(85)	,	(45)		(100)				(1.75)	(44)	
_	生活関連サービス・	83	12,071.5	93	7	140	37	351.5	18.0	2.91	43	51.8
N	娯楽業	(85)	· ·	(90)	(8)					(2.94)	(42)	
	# 소 완료 - 트랜	46	7,259.5	25	3	36	6	92.0	11.0	1.27	13	28.3
)	教育、学習支援業	(43)										
	F 호 · · ·	373	70,534.0	324	149	804	588	1,895.0	273.5	2.69	251	67.3
	医療、福祉	(369)									(246)	
`	複合サービス事業	29	9,259.0	38	5	62	2	144.0	4.0	1.56	11	37.9
J.	1をロリーに人争来	(27)	(8,807.5)	(38)	(2)	(62)	(6)	(143.0)	(3.5)	(1.62)	(9)	(33.3)
)	サービス業	258	40,488.0	145	38	297	68	659.0	97.0	1.63	125	48.4
₹	ゥーL	(238)	(36,582.5)	(124)	(35)	(263)	(64)	(578.0)	(70.0)	(1.58)	(118)	(49.6)
	合 計	2,658	557,659.0	2,518	373	4,959	1,188	10,962.0	1,087.0	1.97	1,407	52.9
	合 計	(2,635)	(546,652.5)	(2,432)	(360)	(4,665)	(1,012)	(10,395.0)	(986.0)	(1.90)	(1,355)	(51.4)

^{* ()}内は、平成28年6月1日現在。

第3表 障害種別雇用の状況

		① 障害	者の数(人)	2	:	身体障害者の	数(人)			3		知的障害者的	の数(人)			4	精神障害	者の数(人)	
区		A.実障害者数 ②(A+B+C+D)+ ③(A+B+C+D)+ ④(A+B)	B.算出障害者数 ②E+③E+④C	A.重度身体障 害者	B. 重度身体障 害者である短 時間労働者	身体障害者	D、重度以外の 身体障害者で ある短時間労 働者	A×2+B+C+D	F. うち新規雇用 分	A.重度知的障 害者	B. 重度知的 障害者である 短時間労働者		D、重度以外の 知的障害者で ある短時間労 働者	A×2+B+C+	F. うち新規雇 用分		B. 精神障害者 である短時間 労働者	C. 計 A+B×0.5	D. うち新規雇 用分
	平成 29年	9,038	10,962.0	1,965	241	2,610	305	6,933.5	552.5	553	132	1,623	439	3,080.5	313.5	726	444	948.0	221.0
静岡県	対前年増減数	569	567.0	86	25	40	37	255.5	85.5	0	▲ 12	147	30	150.0	▲ 1.5	107	109	161.5	17.0
	平成 28 年	8,469	10,395.0	1,879	216	2,570	268	6,678.0	467.0	553	144	1,476	409	2,930.5	315.0	619	335	786.5	204.0
全 国	平成 29 年	406,981	495,795.0	94,234	10,821	126,584	15,162	333,454.0	26,413.5	18,626	4,021	63,181	15,679	112,293.5	12,739.0	41,422	17,251	50,047.5	11,787.5
土国	平成 28 年	386,606	474,374.0	92,058	10,460	125,633	14,782	327,600.0	26,735.5	17,707	3,823	58,231	14,556	104,746.0	12,236.0	34,700	14,656	42,028.0	10,359.0

第4表 障害種別雇用の状況(産業別)

	文 障 音 僅 加 准 用 。		者の数(人)	2		身体障害者の	数(人)			(3)		知的障害者	の数(人)			4	精神 障害	者の数(人)	
	ŀ		<u>ロッダ (ハ)</u> B.算出障害者数	A.重度身体障	B. 重度身体障	C重度以外の	D 重度以外の	E. 計		A.重度知的障	B. 重度知的	C.重度以外の	D 重度以外の	E. 計			B. 精神障害者	C. 計	
		②(A+B+C+D)+ ③(A+B+C+D)+ ④(A+B)	2E+3E+4C	害者	害者である短 時間労働者	身体障害者	身体障害者で ある短時間労 働者	A×2+B+C+D ×0.5	F. うち新規雇用 分	害者	障害者である 短時間労働者	知的障害者	知的障害者で ある短時間労 働者	A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規雇 用分		である短時間労働者	A+B×0.5	D. うち新規雇 用分
A-B-C	こ 農・林・漁・鉱業	7 (8)	10.0 (12.0)	2 (3)	0 (0)	(2)	0 (0)	6.0 (8.0)	(-)	1 (1)	(0)	2 2	0 0)	4.0 (4.0	(-)	0 (0)	(0)	0.0 (0.0)	(-)
D	建設業	154 (146)	206.5 (197.0)	54 (51)	3 (4)	50 (50)	(2)	162.0 (157.0)	(-)	(2)	(0)	14	3 1)	19.5 (20.5) (-)	24 (19)	2	25.0 (19.5)	- (-)
E	製造業	3,483 (3,343)	4,630.0 (4,458.0)	918 (883)	33 (24)	1,115 (1,121)	46 (43)	3007.0 (2932.5)	_ (_)	282 (283)	22 (23)	737 (681	35 (38)	1340.5 (1289.0	-	270 (226)	25 (21)	282.5 (236.5)	_ (_)
9.10	食料品・タバコ	358 (344)	438.0 (423.0)	52 (47)	9 (6)	94	8 (7)	211.0 (197.5)	_ (_)	44 (45)	3 (5)	103	18 (15)	203.0		21 (18)	6 (4)	24.0	_ (_)
11	繊維•衣服	22 (16)	27.5 (21.5)	3 (3)	(0)	9 (6)	(0)	15.0 (12.0)	(-)	(3)	(0)	4 3	0 0	10.0) (-)	2 (0)	1 (1)	2.5	(-)
12.1	3 木材·家具	18 (18)	22.0 (21.0)	(3)	(0)	7 (10)	(0)	15.0 (16.0)	(-)	(0)	(0)	4	0 0	4.0	-	3 (1)	0 (0)	3.0	(-)
14.1	5 パルプ・紙・印刷	190 (176)	233.0 (223.5)	38 (41)	1 (1)	82 (82)	(4)	161.0 (167.0)	(-)	8 (9)	(0)	38 (28	0 0	54.0 (46.0	-	17 (10)	2	18.0	(-)
16~	~18 化学工業	177 (166)	214.5 (203.0)	27 (26)	1 (1)	71 (64)	6 (5)	129.0 (119.5)	(-)	17 (18)	(2)	37 32	4 (4)	75.0 (72.0	-)	9 (9)	3 (5)	10.5	(-)
21	窯業·土石	29 (42)	37.0 (55.0)	8 (7)	0 (0)	14 (17)	(0)	30.0 (31.0)	(-)	0 (6)	0 (0)	3 (9	0 0	3.0) (-)	4 3)	0 (0)	4.0	(-)
22	鉄鋼	17 (17)	21.0 (20.5)	3 (3)	(0)	6 (7)	0 (0)	12.0 (13.0)	(-)	(1)	(0)	5 (5	0 (1)	8.0 (7.5) (-)	1 (0)	(0)	1.0	(-)
23	非鉄金属	74 (65)	101.0 (87.0)	22 (18)	(0)	28 (29)	0 (0)	72.0 (65.0)	_ (-)	5 (4)	(0)	14 9	0 (0)	24.0 (17.0	_) ()	5 (5)	0 (0)	5.0 (5.0)	_ (-)
24	金属製品	147 (160)	195.5 (211.5)	22 (20)	2 (2)	41 (41)	2 (3)	88.0 (84.5)		28 (34)	1 (1)	48 52	0 1)	105.0 (121.5	-) (-)	2 5)	1 (1)	2.5 (5.5)	_ (-)
29	電気機械器具	555 (508)	772.0 (714.0)	179 (170)	2 (1)	162 (140)	3 2)	523.5 (482.0)	(-)	44 (42)	10 (9)	103	7 9)	,	(-)	43 (33)	2 1)	44.0 (33.5)	_ (–)
25 ~ 30.3		1,635 (1,563)	2,216.5 (2,120.0)	475 (459)	16 (12)	504 (526)	22 (21)	1481.0 (1466.5)	(-)	125 (116)	(6)	336 (294	6 8)	593.0 (536.0) (-)	138 (114)	9 7	\ 117.0 /	(-)
19.2 28.3	20. 22 その他製造業	261 (268)	352.0 (358.0)	85 (86)	2 (1)	97 (105)	1 (1)	269.5 (278.5)	(-)	7 (5)	(0)	42 (41	0 0	57.0 (51.0) (-)	25 (28)	1 (1)	25.5 (28.5)	(-)
F	電気・ガス・水道業	46 (43)	60.5 (57.5)	16 (16)	(1)	19 (16)	(1)	53.5 (49.5)	(-)	(0)	(0)	0 (1	0 0	0.0 (1.0) (-)	6 6)	(2)		(-)
G	情報通信業	92 (84)	130.5 (119.0)	39 (36)	(2)	(32)	1 (2)	116.5 (107.0)	(-)	(0)	(0)	5 2	0 0	5.0) (-)	9 (10)	(0)	, , ,	(-)
Н	運輸業	535 (502)	594.5 (562.0)	85 (79)	18 (19)	198 (206)	36 (30)	404.0 (398.0)	(-)	16 (18)	(13)	83 (63	24 23)) (-)	48 30)	23 (21)		(-)
I	卸・小売業	1,171 (1,116)	1,338.5 (1,280.0)	201 (192)	37 (37)	292 (279)	49 (48)	755.5 (724.0)	(-)	73 (7 <u>2</u>)	19 (25)	237	90 (82)	447.0 (435.0) (-)	99 (86)	74 (70)		(–)
J•K	金融・保険・不動産・物品賃貸業	408 (391)	539.5 (526.0)	135 (134)	(8)	172 (177)	(8)	456.5 (457.0)	(-)	(7)	(1)	42 37) (1)	52.5 (52.5	-)	28 (15)	5 (3)		(–)
L	学術研究、専門・ 技術サービス	47 (41)	61.5 (57.5)	15 (17)	(1)	25 (21)	(1)	57.5 (56.5)	(-)	(0)	(0)	(1	0 0	1.0) (-)	(0)	· · · · ·	, , , , ,	(-)
М	宿泊・飲食サービス	228 (208)	249.0 (231.0)	32 (31)	13 (11)	43 (47)	26 (16)	133.0 (128.0)	(-)	17 (14)	(8)	50 (40	25) (24)	104.5) (-)	9 (13)	5 (4)	, , ,	(-)
N	生活関連サービ ス・娯楽業	277 (275)	351.5 (348.0)	37 (31)	5 (<u>5</u>)	(29)	(7)	108.5 (99.5)	(-)	56 (59)	(3)	96 96) (10)	215.5) (-)	17 (18)	 	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , 	(-)
0	教育、学習支援業	70 (58)	92.0 (84.5)	19 (22)	(1)	21 (19)	(2)	63.5 (65.0)	(-)	(6)	(0)	7	0 0	19.0) (-)	8 (0)	3 (1)	9.5 (0.5)	(-)
Р	医療、福祉	1,865 (1,660)	1,895.0 (1,741.5)	247 (236)	81 (73)	353 (333)	89 (72)	972.5 (914.0)	(-)	77 (77)	68 (64)	291	234	630.0 (578.5 14.0) (_)	160 (160)	265 (178)	292.5 (249.0)	(-)
Q	複合サービス事業	107 (108)	144.0 (143.0)	37 (37)	(2)	(44 (40)	(4)	122.5 (118.0)	(-)	(1)	(0)	11 12	0 0 16	(14.0) (-)	(10)	(2)	, , ,	(-)
R	サービス業	548 (486) 9,038	659.0 (578.0)	128 (111) 1,965	30 (28) 241	212 (198) 2.610	34 (32) 305	515.0 (464.0)	(– (–) 552.5	17 (13) 553	8 (7)	47 (39 1.623) (16 17) 439	97.0 (80.5 3080.5	313.5	38 (26) 726	18 (15) 444	47.0 (33.5) 948.0	(–) 221.0
	合 計	(8,469)	10,962.0 (10,395.0)	1,965 (1,879)	(216)	(2,570)	(268)	6933.5 (6678.0)	(467.0)	(553)	(144)	1,623) (409)	(2930.5	313.5	(619)		948.0 (786.5)	(204.0)

* ()内は、平成28年6月1日時点の数値

-4 -

第5表 障害者雇用の概況(規模別)

	ヨ /在 /11 < / 19/1/16 (//			Ι _							T _		
		1		2	3			障害者の			4	⑤	6
		企	業数	法定雇用障害者	A.重度身体障 害者及び重度	B.重度身体障 害者及び重度		D、重度以外の 身体障害者及び	$A \times 2 + B + C$		実雇用率	法定雇用率	法定雇用
規	模			の算定の基礎と	知的障害者	知的障害者で	者、知的障害	知的障害者並び に精神障害者で	+D×05	F. うち新規雇 用分	[3E÷2]	達成企業数	率 達 成
				なる労働者数		ある短時間労 働者	者及び精神障 害者	ある短時間労働		,,,,,,	× 100 J		企業割合
		((社)	(人)				11			(%)	(社)	(%)
50人~	平成 29年		1,308	91,778.0	316	76	753	307	1,614.5	177.0	1.76	660	50.5
100人未満	平成 28年	(1,313)	91,374.0)	(326)	(78)	(716)	(312)	(1,602.0)	(192.0)	(1.75)	(635)	(48.4)
100人~	平成 29年		979	152,517.5	616	134	1,323	406	2,892.0	332.5	1.90	559	57.1
300人未満	平成 28年	(965)	151,033.5)	(591)	(118)	(1,271)	(269)	(2,705.5)	(316.0)	(1.79)	(551)	(57.1)
300人~	平成 29年		190	67,838.5	262	46	562	134	1,199.0	138.0	1.77	83	43.7
500人未満	平成 28年	(180)	64,281.5)	(254)	(49)	(496)	(123)	(1,114.5)	(111.5)	(1.73)	(80)	(44.4)
500人~	平成 29年		120	79,126.5	413	58	716	135	1,667.5	141.5	2.11	68	56.7
1000人未満	平成 28年	(120)	79,733.0)	(403)	(49)	(694)	(116)	(1,607.0)	(123.5)	(2.02)	(58)	(48.3)
1,000人以上	平成 29年		61	166,398.5	911	59	1,605	206	3,589.0	298.0	2.16	37	60.7
1,000八次工	平成 28年	(57)	160,230.5)	(858)	(66)	(1,488)	(192)	(3,366.0)	(243.0)	(2.10)	(31)	(54.4)
合 計	平成 29年		2,658	557,659.0	2,518	373	4,959	1,188	10,962.0	1,087.0	1.97	1,407	52.9
	平成 28年	(2,635)	(546,652.5)	(2,432)	(360)	(4,665)	(1,012)	(10,395.0)	(986.0)	(1.90)	(1,355)	(51.4)

第6表 障害種別雇用の状況 (規模別)

		① 障害者	の数(人)	2	身	身体障害者の数	女(人)			3	矢	山的障害者の数	(人)			4	精神障害者	旨の数(人)	
	Λ.	A.実障害者数	B.算出障害者数	A.重度身体障 害者	B. 重度身体障 害者である短時 間労働者	C.重度以外の 身体障害者	D、重度以外の 身体障害者であ る短時間労働者	$A \times 2 + B + C$	F. うち新規雇用	A.重度知的障 害者	B. 重度知的障 害者である短時 間労働者		D、重度以外の 知的障害者であ る短時間労働者	$A \times 2 + B + C$	F. うち新規雇用		B. 精神障害者 C. である短時間 A· 労働者		D. うち新規雇用
区		②(A+B+C+D)+ ③(A+B+C+D)+ ④(A+B)	2E+3E+4C		均力 数石		分 应时间刀 割 伯	T D × 0.3	分		刊力 劉石		· 公应时间刀倒石	T D × 0.3	分		刀脚伯		分
50人~	平成 29年	1,452	1,614.5	216	47	381	63	891.5	_	100	29	250	107	532.5	_	122	137	190.5	_
100人未満	平成 28年	(1,432)	(1,602.0)	(218)	(42)	(371)	(55)	(876.5)	(–)	(108)	(36)	(242)	126)	(557.0)	(-)	(103)	(131)(168.5)	(-)
100人~	平成 29年	2,479	2,892.0	457	89	738	104	1,793.0	_	159	45	441	148	878.0	-	144	154	221.0	_
300人未満	平成 28年	(2,249)	(2,705.5)	(454)	(71)	(748)	(90)	(1,772.0)	(-)	(137)	(47)	(392)	113)	(769.5)	(-)	(131)	(66)(164.0)	(-)
300人~	平成 29年	1,004	1,199.0	223	31	310	42	808.0	_	39	15	175	57	296.5	-	77	35	94.5	_
500人未満	平成 28年	(922)	(1,114.5)	(206)	(35)	(286)	(36)	(751.0)	(-)	(48)	(14)	(152)	57)	(290.5)	(-)	(58)	(30)(73.0)	(-)
500人~	平成 29年	1,322	1,667.5	304	36	360	44	1,026.0	_	109	22	234	53	500.5	-	122	38	141.0	_
1000人未満	平成 28年	(1,262)	(1,607.0)	(297)	(27)	(358)	(38)	(998.0)	(-)	(106)	(22)	(217)	42)	(472.0)	(-	(119	(36 (137.0)	(-)
1,000人以上	平成 29年	2,781	3,589.0	765	38	821	52	2,415.0	_	146	21	523	74	873.0	-	261	80	301.0	_
1,000人以上	平成 28年	(2,604)	(3,366.0)	(704)	(41)	(807)	(49)	(2,280.5)	(-)	(154)	(25)	(473)	71)	(841.5)	(-)	(208)	(72)(244.0)	(-)
合 計	平成 29年	9,038	10,962.0	1,965	241	2,610	305	6,933.5	552.5	553	132	1,623	439	3,080.5	313.5	726	444	948.0	221.0
	平成 28年	(8,469)	(10,395.0)	(1,879)	(216)	(2,570)	(268)	(6,678.0)	(500.0)	(553)	(144)	(1,476)	(409)	(2,930.5)	(315.0)	(619)	(335)(786.5)	(204.0)

2<u>.</u>

第7表 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

	①法定雇用率	2			不	足 数				③障害者の
区分	上、土 上 A 米 ~ 米 .	0. 5人又は1人	1. 5人又は2人	2. 5人又は3人	3. 5人又は4人	4. 5人以上 9人以下	9. 5人以上 20人以下	20. 5人以上 50人以下	50. 5人以上	数が0人で ある企業数
50人~	648	648	0	0	0	0	0	0	0	640
100人未満	(100.0%)	(100.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(98.8%)
100人~	420	197	174	37	10	2	0	0	0	119
300人未満	(100.0%)	(46.9%)	(41.4%)	(8.8%)	(2.4%)	(0.5%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(28.3%)
300人~	107	25	37	22	13	10	0	0	0	0
500人未満	(100.0%)	(23.4%)	(34.6%)	(20.6%)	(12.1%)	(9.3%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
500人~	52	17	11	10	7	7	0	0	0	0
1000人未満	(100.0%)	(32.7%)	(21.2%)	(19.2%)	(13.5%)	(13.5%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
1,000人以上	24	3	2	8	3	7	1	0	0	0
1,000人以上	(100.0%)	(12.5%)	(8.3%)	(33.3%)	(12.5%)	(29.2%)	(4.2%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
合 計	1,251	890	224	77	33	26	1	0	0	759
	(100.0%)	(71.1%)	(17.9%)	(6.2%)	(2.6%)	(2.1%)	(0.1%)	(0.0%)	(0.0%)	(60.7%)

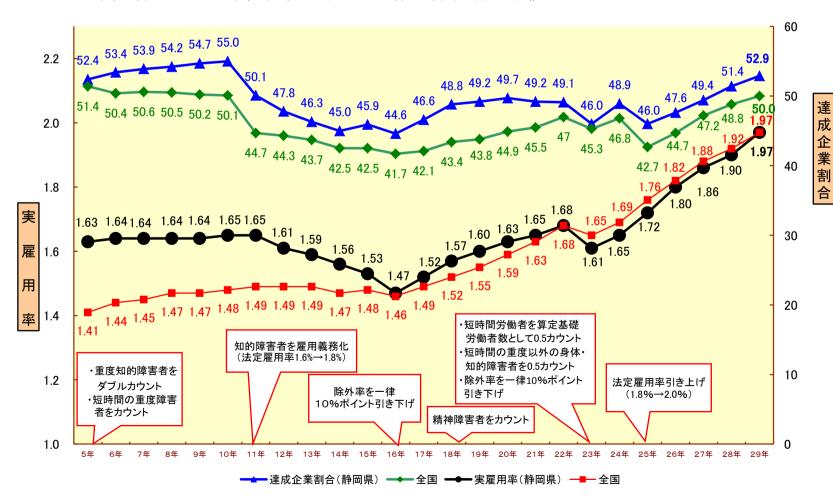
⁽注)1 上段は企業数、下段の()内は当該企業規模階級内における構成比。

² ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

(各年6月1日現在)

調査年		静岡県			全 国		法定雇用率
网五一	障害者数(人)	実雇用率(%)	達成割合(%)	障害者数(人)	実雇用率(%)	達成割合(%)	(対象企業規模)
平成 5年	6,310	1.63	52.4	240,985	1.41	51.4	
6 年	6,488	1.64	53.4	245,348	1.44	50.4	
7 年	6,485	1.64	53.9	247,077	1.45	50.6	1. 6%
8 年	6,427	1.64	54.2	247,982	1.47	50.5	(63人以上規模)
9 年	6,493	1.64	54.7	250,030	1.47	50.2	
10年	6,490	1.65	55.0	251,443	1.48	50.1	
11年	6,593	1.65	50.1	254,562	1.49	44.7	
12年	6,304	1.61	47.8	252,836	1.49	44.3	
13年	6,351	1.59	46.3	252,870	1.49	43.7	
14年	6,177	1.56	45.0	246,284	1.47	42.5	
15年	6,063	1.53	45.9	247,093	1.48	42.5	
16年	6,245	1.47	44.6	257,939	1.46	41.7	
17年	6,586	1.52	46.6	269,066	1.49	42.1	1. 8%
18年	7,004	1.57	48.8	283,751	1.52	43.4	(56人以上規模)
19年	7,527.5	1.60	49.2	302,716.0	1.55	43.8	
20年	7,998.0	1.63	49.7	325,603.0	1.59	44.9	
21年	7,937.0	1.65	49.2	332,811.5	1.63	45.5	
22年	8,029.5	1.68	49.1	342,973.5	1.68	47.0	
23年	8,269.0	1.61	46.0	366,199.0	1.65	45.3	
24年	8,574.5	1.65	48.9	382,363.5	1.69	46.8	
25年	9,166.5	1.72	46.0	408,947.5	1.76	42.7	
26年	9,587.5	1.80	47.6	431,225.5	1.82	44.7	0.00
27年	10,021.5	1.86	49.4	453,133.5	1.88	47.2	2. 0% (50人以上規模)
28年	10,395.0	1.90	51.4	474,374.0	1.92	48.8	7,012
29年	10,962.0	1.97	52.9	495,795.0	1.97	50.0	

グラフ1 民間企業における障害者雇用率及び達成企業割合の推移



第9表 都道府県別の実雇用率等の状況

都道府県別の状況は、企業の主たる事務所(特例子会社及び関係会社特例の認定を受けている企業に あっては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。

都道府県名		実 原	星 用 率	(%)		ì	法定雇用	率達成企業σ)割合(%)
	29年	順位	28年	順 位	対前年増減	29年	順位	28年	順位	対前年増減
全 国	1. 97		1. 92	/	0.05	50.0		48.8		1.2
北海道	2. 13	18	2.06	19	0.07	54. 1	36	51.5	36	2.6
青森県	2.06	22	1. 98	24	0.08	57. 1	29	54. 2	30	2.9
岩手県	2. 16	16	2.07	18	0.09	57. 5	27	56. 3	26	1.2
宮城県	1.94	42	1.88	40	0.06	53. 2	37	50.0	41	3. 2
秋田県	1. 98	29	1. 90	34	0.08	61.0	11	57.8	16	3. 2
山形県	2.03	25	1.96	26	0.07	58.0	24	56. 3	26	1.7
福島県	1. 95	40	1. 90	34	0.05	55. 7	32	53.6	32	2. 1
茨城県	1.97	32	1.90	34	0.07	55. 9	31	53. 9	31	2.0
栃木県	1. 98	29	1.90	34	0.08	60.1	15	57. 3	21	2.8
群馬県	1.96	37	1. 90	34	0.06	57.5	27	56.4	25	1.1
埼玉県	2.01	28	1. 93	30	0.08	49.4	43	49.0	42	0.4
千葉県	1. 91	45	1.86	45	0.05	54. 5	34	51.5	36	3.0
東京都	1.88	47	1.84	47	0.04	34. 1	47	33. 2	47	0.9
神奈川県	1. 92	43	1.87	43	0.05	47.8	45	46. 7	45	1. 1
新潟県	1. 96	37	1. 93	30	0.03	60.0	17	57.8	16	2. 2
富山県	1.97	32	1.96	26	0.01	58.5	22	57.5	19	1.0
石川県	1.98	29	1.88	40	0.10	56.7	30	56. 5	24	0.2
福井県	2.40	7	2. 31	9	0.09	58.6	21	56.8	22	1.8
山梨県	1.95	40	1. 92	32	0.03	57.7	25	56. 3	26	1.4
長野県	2.06	22	2.02	21	0.04	60.9	12	60.2	12	0.7
岐阜県	2.02	27	1.95	28	0.07	58.4	23	56. 7	23	1.7
静岡県	1.97	32	1.90	34	0.07	52.9	39	51.4	38	1.5
愛知県	1.89	46	1.85	46	0.04	48.6	44	47.2	44	1.4
三重県	2.08	20	2.04	20	0.04	61.3	10	60.8	9	0.5
滋賀県	2. 13	18	2.09	16	0.04	60.7	14	58.8	14	1.9
京都府	2.07	21	2.02	21	0.05	53. 1	38	50.6	40	2.5
大阪府	1.92	43	1.88	40	0.04	45.5	46	45.3	46	0.2
兵庫県	2.03	25	1. 97	25	0.06	52.7	40	51.9	34	0.8
奈良県	2.62	1	2.60	1	0.02	63. 2	5	60.4	10	2.8
和歌山県	2. 25	10	2.41	6	△ 0.16	62.1	6	64. 7	4	\triangle 2.6
鳥取県	2. 16	16	2. 11	15	0.05	59.7	18	59. 1	13	0.6
島根県	2. 25	10	2. 17	13	0.08	68. 1	2	66.3	3	1.8
岡山県	2. 52	4	2. 45	4	0.07	55. 7	32	53. 2	33	2. 5
広島県	2.05	24	1. 99	23	0.06	50.2	42	48.2	43	2.0
山口県	2.56	2	2.47	2	0.09	59.3	19	55. 7	29	3.6
徳島県	2. 17	15	2.09	16	0.08	66.0	4	63. 7	5	2.3
香川県	1.96	37	1. 91	33	0.05	57. 7	25	57.8	16	△ 0.1
愛媛県	1. 97	32	1.87	43	0.10	54. 2	35	51.7	35	2. 5
高知県	2. 19	14	2. 20	11	△ 0.01	60.9	12	62.4	6	△ 1.5
福岡県	1. 97	32	1. 95	28	0.02	52. 1	41	51. 2	39	0.9
佐賀県	2. 54	3	2. 43	5	0.11	72.6	1	73. 1	1	△ 0.5
長崎県	2. 26	9	2. 21	10	0.05	60.1	15	58. 4	15	1.7
熊本県	2. 24	12	2. 19	12	0.05	58.9	20	57. 4	20	1. 5
大分県	2.44	5	2.46	3	△ 0.02	61.4	9	61. 2	8	0.2
宮崎県	2.30	8	2. 32	8	△ 0.02	66. 5	3	66. 9	2	△ 0.4
鹿児島県	2. 22	13	2. 16	14	0.06	61.7	7	61.5	7	0. 2
沖縄県	2.43	6	2. 34	7	0.09	61.6	8	60.4	10	1.2

Ⅱ 地方公共団体における障害者雇用状況

① 県機関(法定雇用率2.3%)

第10表 概況

	1	2	3			障害者の数	枚(人)		4	5	6
	機関数	法定雇用障害者の 算定の基礎となる	A.重度身体 障害者及び		C. 重度以外 の身体障害		E. 計 A×2+B+C+		実雇用率	法定雇用率	法定雇用
区分		開発したの基礎となる 職員数		重度知的障	者 知的障	及び知的障害	D×05	ト. つり新規雇用	3E÷2	達成機関数	率 達 成
			害者	害者である 短時間労働		者並びに精神 障害者である		分	× 100		機関割合
	(機関)	(人)		及时间力制 者	仲牌古名	短時間労働者			(%)	(機関)	(%)
静岡県	3	7,512.5	43	2	101	5	191.5	3.0	2.55	3	100.0
肝凹床	(3)	(7,486.5)	(41)	(2)	(104)	(5)	(190.5)	(5.5)	(2.54)	(3)	(100.0)
全国	156	325,174.0	2,250	219	3,687	454	8,633.0	426.0	2.65	152	97.4
	(155)	(324,593.5)	(2,192)	(221)	(3,642)	(454)	(8,474.0)	(423.5)	(2.61)	(150)	(96.8)

()内は、平成28年6月1日現在。

第11表 障害種別在職状況

	① 障害	者の数(人)	2		身体障	害者の数(人))		3		知的障害者	首の数(人)			4	精神障	害者の数(人))
区公	②(A+B+C+D) +③(A+B+C+D)		A.重度身体 障害者	障害者であ	の身体障害 者	D. 重度以外 の身体障害者 である短時間 労働者	A×2+B+C+	F. うち新規雇用 分		B. 重度知的 障害者である 短時間労働者	知的障害者	D. 重度以外の 知的障害者で ある短時間労働 者	$A \times 2 + B + C$	F. うち新規 雇用分	A.精神障害 者	B. 精神障害者である短時間労働者	C. 計 A+B×0.5	D. うち新規雇 用分
	+ 4 (A+B)																	
静岡県	151	191.5	43	2	94	3	183.5	3.0	0	0	2	2	3.0	0.0	5	0	5.0	0.0
不同代	(152)	(190.5)	(41)	(2)	(96)	(3)	(181.5)	(5.0)	(0)	(0)	(2)	(2)	(3.0)	(0.5)	(6)	(0)	(6.0)	(0.0)
全 国	6,610	8,633.0	2,240	218	3,388	313	8242.5	353.0	10	1	65	69	120.5	40.5	234	72	270.0	32.5
全 国	(6,509)	(8,474.0)	(2,186)	(220)	(3,378)	(321)	(8130.5)	(361.0)	(6)	(1)	(66)	(65)	(111.5)	(30.0)	(198)	(68)	(232.0)	(32.5)

^()内は、平成28年6月1日現在。

② 市町等機関(法定雇用率2.3%)

第12表 概況

	1	2	3			障害者の数	女(人)		4	(5)	6
		法定雇用障害者の 算定の基礎となる		B.重度身体 障害者及び	C. 重度以外 の身体障害	D、重度以外 の良休院宝者	E. 計 A×2+B+C+		実雇用率	法定雇用率	法定雇用
区 分		算足の基礎となる 職員数	^{牌古石及び} 重度知的障		l者、知的障	及ひ知的陣告	ID × 0.5	/ フルバルル 上 / 13	[3E÷2]	達成機関数	率 達 成
			害者			者並びに精神 障害者である		分 	× 100]		機関割合
	(機関)	(人)		及时间为衡 者		短時間労働者			(%)	(機関)	(%)
静岡県	43	30,234.0	186	8	331	14	718.0	42.5	2.37	39	90.7
門門木	(45)	(30,125.5)	(184)	(8)	(340)	(14)	(723.0)	(69.0)	(2.40)	(42)	(93.3)
全 国	2,319	1,084,190.0	6,853	484	11,731	982	26,412.0	1389.5	2.44	2,046	88.2
포 巴	(2,333)	(1,077,738.5)	(6,772)	(452)	(11,662)	(963)	(26,139.5)	(1511.0)	(2.43)	(2,054)	(88.0)

()内は、平成28年6月1日現在。

第13表 障害種別在職状況

	① 障害	者の数(人)	2		身体障	害者の数(人))		3		知的障害都	旨の数(人)			4	精神障	害者の数(人)	
区分	A.実障害者数 ②(A+B+C+D) +③(A+B+C+D) +④(A+B)	B.算出障害者数 ②E+③E+④C	A.重度身体 障害者	障害者であ	の身体障害 者	D. 重度以外 の身体障害者 である短時間 労働者	A×2+B+C+	F. うち新規雇用 分	A.重度知的障 害者	B. 重度知的 障害者である 短時間労働者	知的障害者		$A \times 2 + B + C$	F. うち新規 雇用分	A.精神障害 者	B. 精神障害者である短時間労働者	C. 計 A+B×0.5	D. うち新規雇 用分
静岡県	539 (546)	718.0 (723.0)	181 (179)	8 (8)	260 (264)	9 (10)	634.5 (635.0)	38.0 (56.0)	5 (5)	0 (0)	33 (36)	2 (1)	44.0 (46.5)	2.5 (6.0)	38 (40)	3 (3)	39.5 (41.5)	2.0 (7.0)
全 国	20,050 (19,849)	26,412.0 (26,139.5)	6,801 (6,714)	457 (431)	9,825	652 (657)	24,210.0 (24,110.5)	1,117.5 (1,228.0)	52 (58)	(21)	501 (493)	141 (138)	702.5 (699.0)	101.0	1,405 (1,246)	189 (168)	1,499.5 (1,330.0)	171.0 (176.5)

()内は、平成28年6月1日現在。

③ 県等の教育委員会(法定雇用率2.2%)

第14表 概況

	1	2	3			障害者の数	女(人)		4	(5)	6
					C. 重度以外	D、重度以外 の良体障実者	E. 計 A×2+B+C+		実雇用率	法定雇用率	法定雇用
区分			障害者及び 重度知的障	重度知的障	者、知的障	及び知的障害	D×0.5	F. フら新祝准用	3E÷2	達成機関数	率 達 成
			害者			者並びに精神 障害者である		分	× 100		機関割合
	(機関)	(人)		及时间为衡 者		短時間労働者			(%)	(機関)	(%)
静岡県	4	20,626.5	97	4	265	2	464.0	25.0	2.25	2	50.0
門門不	(4)	(20,858.5)	(102)	(4)	(245)	(2)	(454.0)	(41.0)	(2.18)	(2)	(50.0)
全 国	122	659,739.0	3,559	221	7,016	578	14,644.0	1,033.5	2.22	103	84.4
土当	(125)	(661,899.0)	(3,486)	(189)	(7,011)	(553)	(14,448.5)	(1,077.5)	(2.18)	(100)	(80.0)
								_	() P	内は、平成28年6	6月1日現在。

第15表 障害種別在職状況

	C	- 17.7.7.0																
	① 障害 ²	者の数(人)	2		身体障	害者の数(人))		3		知的障害者	前の数(人)			4	精神障害	子子の数(人)	
	A.実障害者数	B.算出障害者数	A.重度身体		C.重度以外	D. 重度以外	E. 計		A.重度知的障			D. 重度以外の E.			A.精神障害		C. 計	
	②(A+B+C+D) +③(A+B+C+D) +④(A+B)	2E+3E+4C	障害者	障害者である短時間労働者	の身体障害 者	の身体障害者である短時間労働者	A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規雇用 分	害者	障害者である 短時間労働者		知的障害者で A× ある短時間労働 +D 者	×2+B+C D×0.5	F. うち新規 雇用分		害者である / 短時間労 働者	A+B×0.5	D. うち新規雇用分
静岡県	368	464.0	97	4	214	2	413.0	19.0	0	0	22	0	22.0	3.0	29	0	29.0	3.0
肝凹木	(353)	(454.0)	(102)	(4)	(203)	(2)	(412.0)	(31.0)	(0)	(0)	(19)	(0)	19.0	(5.0)	(23)	(0)	(23.0)	(5.0)
全 国	11,374	14,644.0	3,529	212	5,984	384	13,446.0	723.0	30	9	294	72	399.0	141.5	738	122	799.0	169.0
포	(11,239)	(14,448.5)	(3,441)	(178)	(6,105)	(354)	(13,342.0)	(751.0)	(45)	(11)	(275)	(65)	408.5	(137.5)	(631)	(134)	(698.0)	(189.0)

()内は、平成28年6月1日現在。

④ 独立行政法人等(法定雇用率2.3%)

第16表 概況

	1	2	3			障害者の数	女(人)		4	⑤	6
	機関数		A.重度身体		C. 重度以外	D、重度以外	E. 計		実雇用率	法定雇用率	法定雇用
区 分								F. うち新規雇用	[3E÷2]	達成機関数	率 達 成
			害者	害者である		者並びに精神 障害者である		分	× 100]		機関割合
	(機関)	(人)		短時間労働 者		短時間労働者			(%)	(機関)	(%)
静岡県	6	5,339.0	32	1	52	1	117.5	17.0	2.20	5	83.3
計画示	(6)	(5,282.0)	(32)	(0)	(46)	(3)	(111.5)	(15.0)	(2.11)	(5)	(83.3)
全 国	337	427,826.5	2,558	162	4,864	269	10,276.5	1,435.0	2.40	264	78.3
포	(330)	(421,292.0	(2,483)	(157)	(4,680)	(248)	(9,927.0)	(1,466.0)	(2.36)	(245)	(74.2)

()内は、平成28年6月1日現在。

第17表 隨害種別在職状況

	① 障害:	者の数(人)	2	=	身体障害者の	D数(人)			3	知的	障害者の数(人	()			4	精神障	害者の数(人)	
区 分	A.実障害者数 ②(A+B+C)+ ③(A+B+C)+ ④(A+B)		障害者	B. 重度身体 障害者であ る短時間労 働者	の身体障害	D. 重度以外 の身体障害者 である短時間 労働者	A×2+B+C+[F. うち新規雇用 分	害者	B. 重度知的 障害者である 短時間労働者	知的障害者	1	A×2+B+C	F. うち新規 雇用分	者	B. 精神障害者である短時間労働者		D. うち新規雇 用分
静岡県	86 (81)	117.5 (111.5)	32 (32)	1 (0)	31 (29)	1 (3)	96.5 (94.5)	11.0 (12.0)	0 (0)	0 (0)	3 (4)	(0)	3.0 (4.0)	0.0 (0.0)	18 (13)	0 (0)	18.0 (13.0)	6.0 (2.0)
全 国	7,853 (7,568)	10,276.5 (9,927.0)	2,229 (2,173)	152 (147)	2,867 (2,917)	125 (138)	7,539.5 (7,479.0)	870.0 (949.5)	329 (310)	10 (10)	666 (615)	22 (19)	1,345.0 (1,254.5)	193.0 (186.0)	1,331 (1,148)	122 (91)	1,392.0 (1,193.5)	372.0 (330.5)

()内は、平成28年6月1日現在。

⑤ 公的機関の各機関の状況

第18表 県機関の状況(法定雇用率2.3%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	7,512.5	191.5	2.55	0.0	
静岡県	5,961.5	155.5	2.61	0.0	注4
静岡県立静岡がんセンター	771.5	17.0	2.20	0.0	
静岡県警察本部	779.5	19.0	2.44	0.0	

第19表 市町等機関の状況(法定雇用率2.3%)

第19表 市町等機関の状況(「					
	① 法定雇用障害者数の算 定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	30,234.0	718.0	2.37	5.0	
静岡市	4,462.0	103.0	2.31	0.0	
浜松市	4,839.0	112.5	2.32	0.0	
沼津市	1,428.0	32.5	2.28	0.0	注4
熱海市	383.0	11.0	2.87	0.0	注4
三島市	691.0	16.0	2.32	0.0	注4
富士宮市	1,039.5	23.0	2.21	0.0	注4
伊東市	742.0	19.0	2.56	0.0	
島田市	1,293.5	30.0	2.32	0.0	注4
富士市	1,628.0	38.0	2.33	0.0	
磐田市	958.0	25.0	2.61	0.0	注4
焼津市	1,063.0	25.0	2.35	0.0	
掛川市	929.0	29.0	3.12	0.0	注4
藤枝市	1,179.0		2.29	0.0	
御殿場市	826.0	19.5	2.36	0.0	注4
袋井市	552.0	12.0	2.17	0.0	
下田市	333.0	8.0	2.40	0.0	注4
裾野市	612.5	15.5	2.53	0.0	注4
湖西市	680.0	15.0	2.21	0.0	注4
御前崎市	436.0	9.0	2.06	1.0	注4
伊豆市	293.5	11.0	3.75	0.0	注4
伊豆の国市	432.5	10.0	2.31	0.0	
菊川市	477.0	12.0	2.52	0.0	注4
牧之原市	316.0	9.0	2.85	0.0	
東伊豆町	124.0	0.0	0.00	2.0	
河津町	105.5		1.90	0.0	
南伊豆町	107.5	3.0	2.79	0.0	
松崎町	87.0	2.0	2.30	0.0	
西伊豆町	89.5	2.0	2.23	0.0	
函南町	243.0	8.0	3.29	0.0	注4
清水町	205.0			0.0	
長泉町	222.0	5.0	2.25	0.0	
小山町	209.0		1.91		注4
吉田町	241.5		1.66		注5(1)
川根本町	130.0		2.31	0.0	
森町	320.5		2.18	0.0	
森町教育委員会	76.0		1.32	0.0	
吉田町教育委員会	57.5		1.74	0.0	
静岡市上下水道局	398.0	10.0	2.51	0.0	
浜松市上下水道部	314.5		2.54	0.0	
共立蒲原総合病院組合	369.5		2.17	0.0	
浜名湖競艇企業団	155.5		2.57	0.0	
磐田市立総合病院	608.0		1.97		注5(2)
掛川市·袋井市病院企業団	577.0	15.0	2.60	0.0	

第20表 県等の教育委員会の状況(法定雇用率2.2%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数		③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	20,626.5	464.0	2.25	8.5	
静岡県教育委員会	15,000.0	349.5	2.33	0.0	
静岡市教育委員会	2,669.5	55.5	2.08	2.5	
浜松市教育委員会	2,739.0	54.0	1.97	6.0	
富士市教育委員会	218.0	5.0	2.29	0.0	

第21表 独立行政法人等の状況(法定雇用率2.3%)

	① 法定雇用障害者数の算 定の基礎となる職員数		③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	5,339.0	117.5	2.20	8.0	
国立大学法人静岡大学	1,022.0	23.5	2.30	0.0	
静岡県公立大学法人	314.5	7.0	2.23	0.0	
地方独立行政法人静岡県立病院機構	1,849.0	47.0	2.54	0.0	
国立大学法人浜松医科大学	1,320.0	30.0	2.27	0.0	
公立大学法人静岡文化芸術大学	105.5	2.0	1.90	0.0	
地方独立行政法人静岡市立静岡病院	728.0	8.0	1.10	8.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数 に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
 - 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び ©間の「帰古日い気」とは、対呼障害自然、知可に言言の数のでは、対呼でいる。 重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとする)、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者については1人を1カウントとする)、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
 - 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であ り、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。 したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
 - 4 注4の機関は、特例認定を受けている。 特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき認定を受けた場合に、当 該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。
 - 5(1)吉田町は、11月27日現在において、障害者の数5.0人、実雇用率2.06%、不足数0人となっている。 (2)磐田市立総合病院は、11月24日現在において、障害者の数14.0人、実雇用率2.33%、不足数0人となっている。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法 律」に基づき、それぞれ以下の割合(法定雇用率)に相当する数以上の障 害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である(なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる)。

	一般の民間企業 2.0% 民間企業 (50人以上規模の企業)
\bigcirc	民間企業 (50人以上規模の企業)
	特殊法人等
	労働者数43.5人以上規模の特殊法人、独立行政法人、国立大学法人等
	独立行政法人、国立大学法人等
\bigcirc	国、地方公共団体
	(43.5人以上規模の機関)
\bigcirc	都道府県等の教育委員会 2.2%
	(45.5人以上規模の機関)

(カッコ内は、それぞれの割合(法定雇用率)によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

【一般民間企業における雇用率設定基準】

身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数障害者雇用率 =+ 失業している身体障害者及び知的障害者の数
常用労働者数 + 失業者数

- ※特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。
- ※重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。
- ※重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者)については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。
- ※法定雇用率については、平成25年4月1日から改定がなされ、それぞれ、一般の民間 企業: $1.8\%\rightarrow2.0\%$ 、特殊法人等、国、地方公共団体: $2.1\%\rightarrow2.3\%$ 、都道府県等の 教育委員会: $2.0\%\rightarrow2.2\%$ となった。なお、平成30年4月1日には、それぞれ0.2%ずつ 引き上げになる予定である。

障害者雇用率達成指導の流れ \bigcirc

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、 「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。

雇用状況報告(毎年6月1日の状況)

(障害者雇用促進法 第43条第7項)

雇入れ計画作成命令(2年計画)

雇入れ計画の適正実施勧告

特別指導

翌年1月を始期とする2年間の計画 (※)を作成するよう、公共職業安定 所長が命令を発出

(同法第46条第1項)

計画の実施状況が悪い企業に対し、 適正な実施を勧告(計画1年目12月) (同法第46条第6項)

雇用状況の改善が特に遅れている企 業に対し、公表を前提とした特別指導 を実施(計画期間終了後に9か月間)

企業名の公表

(同法第47条)

不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に 対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

〔指導実績〕

- 平成28年度の実績
 - *「雇入れ計画作成命令」の発出

3 社

* 雇入れ計画の「適正実施勧告」

2 社

*「特別指導」の実施

2 社

- 雇入れ計画を実施中の企業 4社(28年度末現在)
- 本県における企業名公表について

本県における厚生労働省による未達成企業の「企業名の公表」は、これ まで、平成17年に実施した浜松市に本社がある建設業の「富士ハウス株式会 社」1社。

ただし、平成21年1月30日倒産。